

いじめ防止基本方針

津市立南が丘中学校
令和2年3月改定

本校では、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という共通理解のもと、「いじめ防止基本方針」を定め、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめをなくすことを目標に、全教職員が組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための校内組織として、「生徒指導委員会」を「学校いじめ対策組織」と位置づけ、保護者、地域、関係機関と連携し、「いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、状況に応じ、警察等の関係機関に協力を求め、いじめ問題の克服を目指します。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての「生徒は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条）」

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、警察と連携した対応を図ります。

(4) いじめの防止等の対策にかかる考え方

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、起こり得るものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ます。
- ③ いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を徹底して守ります。

- ④ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、見逃すことなく対応します。
- ⑤ 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努めます。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域、関係機関など、社会総がかりで取り組むべき問題です。
- ⑦ いじめの件数が増えることのみを問題視するのではなく、積極的にいじめとしてとらえて解消を図ることが重要です。

2 いじめの未然防止等に向けた具体的な取組

(1) いじめの未然防止に向けて

- ① 生徒一人一人が安心・安全に学校生活を送ることを目指して、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや、いじめや差別を許さず互いを大切にできる仲間づくりを核とした人権教育に、計画的に取り組めます。
- ② いじめ防止のための実態調査やQ U調査を実施し、生徒どうしの人間関係の把握に努めるとともに、いじめを訴えやすい雰囲気醸成します。
- ③ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- ④ インターネットの持つ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- ⑤ いじめ根絶に向け、生徒会を中心とした生徒の主体的な取組を指導、支援します。
- ⑥ 小中学校間での確実な情報共有、生徒指導の協働体制づくりに取り組めます。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① いじめは、大人が気付きにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多くあるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- ② 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにします。
- ③ ささいな兆候についても教職員が相互に情報を共有し、早い段階から複数の教職員が的確にかかわるなど組織的に対応します。
- ④ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- ⑤ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- ⑥ 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明示し、迅速かつ丁寧に対応します。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ① いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- ② いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたり、謝罪させたりしたことで解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- ④ いじめる生徒については、行為の善悪を理解させるとともに、二度といじめを行

わないう、組織として指導します。また、いじめの背景、遠因についての気づきを促します。

- ⑤ 双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たしつつ、保護者と協力していじめの解決に向けて取り組みます。
- ⑥ いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- ⑦ 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努めます。

(4) いじめの解消に向けて

- ① いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とします。
 - いじめに係わる行為が止んでいること（少なくとも3か月）
 - いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ② いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するように努めます。
- ③ 生徒指導委員会は、いじめが解決に至るまで、いじめられている生徒の支援を継続するため情報共有を図るとともに、支援内容や教職員の役割分担等を含む対応策を策定し、実行します。
- ④ いじめられた生徒及びいじめた生徒については、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

3 重大事態への対処

- (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項のとおり、次の2つの場合を重大事態と判断します。
 - 一 いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - 二 いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- (2) 学校が重大事態と判断した場合は、いじめられた生徒の安全を確保するとともに、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会と連携して対応します。また、状況に応じ、警察等の関連機関と連携した対応を行います。

4 保護者、地域等との連携

- (1) 学校通信やホームページ、学年、学級通信等により、いじめ等の防止に係る情報発信を行います。
- (2) PTAや、学校支援委員会、校区青少年育成委員会などを活用し、学校・家庭・地域が情報交換を密にし、いじめ等の防止に向けた協力・連携体制を確立します。

5 学校におけるいじめ対策組織及び重大事態発生時の対応図

